

第四十三回国 参議院 地方行政委員会 會議録 第八号

昭和三十八年二月二十六日(火曜日)

午前十時二十分開会

委員の異動

二月二十二日

委員湯澤三千男君は逝去された。

出席者は左の通り。

委員長 石谷 憲男君
理事 小林 武治君
林 虎雄君

委員

上林 忠次君
沢田 一精君
鍋島 直紹君
小柳 勇君
鈴木 壽君
松本 賢一君
基 政七君

國務大臣 篠田 弘作君
政府委員 警察庁長官 柏村 信雄君
警察庁交通局長 富永 誠美君
事務局側 常任委員 鈴木 武君
会専門員 鈴木 武君

本日の会議に付した案件
○道路交通法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○委員長(石谷憲男君) ただいまから
地方行政委員会を開会いたします。

本日は、先議案件一件の御説明を聴
取いたしたいと存じます。
道路交通法の一部を改正する法律案

第二部 地方行政委員会會議録第八号 昭和三十八年二月二十六日【参議院】

を議題といたします。

まず、提案理由の御説明を願いま
す。篠田國務大臣。

○國務大臣(篠田弘作君) ただいま議
題となりました道路交通法の一部を改
正する法律案につきまして、その提案
の理由及び内容の概略を御説明いたし
ます。

この法律案は、高速自動車国道の供
用の開始に伴い、高速自動車国道にお
ける自動車の交通方法等の特例につい
て定めること、最近の道路交通事情の
変化にかんがみ、歩行者の保護の徹底
をはかるための規定を整備すること、
並びに、消防用車両の優先通行、装置
不良車両の運転の禁止等に関する規定
を整備すること等をその内容としてお
ります。

まず、高速自動車国道における自動
車の交通方法等の特例を定めることに
ついて御説明いたします。

高速自動車国道法に基づく高速自動
車国道として、いわゆる名神高速道路
の一部が近く供用を開始することに
なっております。高速自動車国道にお
きましては、自動車以外の車両及び人
の通行は禁止されているのであります
が、構造の面においても、他の道路等
との交差はすべて立体交差方式による
こと、一般の道路との連絡はインター
チェンジによること、並びに中央分離
帯を設けて往復の交通を完全に分離す
ること等、一般の道路とは相当異なつ
たものとなっております。したがって、交通方法等についても一般

の規定では律せられない面が多いので
あります。

この法律案は、このような特殊な構
造を有する高速自動車国道における自
動車の交通方法の特例として、警察官
の危険防止等の措置、通行の区分、最
低速度、横断、転回等の禁止、高速通
行路に入る場合の優先関係、停車及び
駐車等の禁止、制限、並びに緊急自動車
等の特例に関する規定を設けるととも
に、自動車の運転者の義務として、最低
速度の順守及び自動車故障した場合
等における措置に関する規定を設ける
ことにより、高速自動車国道における
危険を防止し、その他交通の安全と円
滑をはかることといたしております。

なお、道路法の規定による自動車専
用道路においても、その交通の実態は
高速自動車国道のそれに近いものと
なっておりますから、警察官の危険防
止等の措置、横断、転回等の禁止、停
車及び駐車等の禁止、制限等に関して
は、この際、同様の特例として規定す
ることといたしております。

次に、歩行者の保護の徹底をはかる
ための規定について御説明いたしま
す。

道路交通法においては、歩行者の保
護についても相当な配慮をいたしてい
るのでありますが、最近の道路交通事
情の著しい変化にかんがみ、必要の
あることが痛感されるのであります。
このため、未舗装道路においても、必
要な箇所には横断歩道を設けることが

できることとし、また、横断歩道にお
ける歩行者の通行の安全のために車両
等の運転者に対して、横断歩道の直前
で一時停止し、歩行者の通行を妨げて
はならないことを義務づけ、さらに、
政令で定める程度の身体の障害のある
者にも白色に塗ったつえを携えて通行
することを認めることにより、歩行者
保護の徹底をはかることといたしてお
ります。

次に、消防用車両の優先通行及び装
置不良車両の運転禁止等に関する規定
の整備について御説明いたします。

消防用車両の優先通行に関しては、
現在道路交通法と消防法とに同趣旨の
規定が設けられておりますが、通行の
優先等に関する規定は、他の車両等に
対する義務規定でありますので、車両
等の運転者等に周知しやすいようにす
る必要があること及び双方の規定の関
係について若干の整備が必要であるこ
と等の理由から、この際、道路交通法
において消防用車両の通行の優先等に
関する規定を設けるとし、これに伴
う関係規定の整備をいたしております。
また、騒音を発し、または多量の煤
煙等を発散させて他人に著しい迷惑を
及ぼすような車両の取り締まりにつ
いては、現在その取り締まりの完璧を期
することができない実情でありますの
で、装置不良車両の運転禁止に
関する規定を設けることにより、装置不良車
両の運転による騒音または多量の煤煙
の発散の防止をはかって参りたいと存
ずるのであります。

以上が、この法律案の提案理由及び
おもなる内容であります。何とぞ、換
重御審議の上、すみやかに御賛同を賜
わらんことをお願いいたします。

○委員長(石谷憲男君) 続いて補足説
明を願います。柏村警察庁長官。

○政府委員(柏村信雄君) ただいま提
案理由の説明がありました道路交通法
の一部を改正する法律案につきまして、
さらに補足して御説明いたします。

第一に、高速自動車国道等における
自動車の交通方法等の特例に関する規
定から御説明いたします。

まず、第七十五条の三の警察官によ
る危険防止の措置についてでありま
す。

この規定は、高速自動車国道または
自動車専用道路において、道路の損壊、
交通事故の発生その他の事情により
交通の危険が生じ、または交通の混雑
が生ずるおそれがある場合における警
察官の危険防止等の措置について規定
しようとするものであります。現行法
においても、その第六条及び第七条第
三項によつて警察官が混雑緩和の措置
または通行の禁止もしくは制限をする
措置をとることができるとされて
おりますが、高速自動車国道や、自動
車専用道路につきましては、その道路
構造が通常の道路と著しく異なり、自
動車が相当な高速度で通行するとい
う状況が予想されますので、これらの規
定によつては、交通の危険防止や混雑
緩和の措置として十分でありませ
んで、新しい特殊な道路に即応して、通

行の禁止または制限をし、路肩通行を
下命し、または正規の通行方法と異な
る通行方法の下命をする等の措置をと
らしめようとするものであります。

次に、第七十五条の四の通行区分に
関する規定であります。この規定は、
高速自動車国道における交通の円滑
と危険防止をはかるため、高速自動
車国道においては、その左側部分に二
つの車両通行区分帯を設け、自動車は、
原則として、左側の車両通行区分帯を
通行すべきこととし、追い越しの場合
または道路の状況等によりやむを得な
い場合に限り、右側の車両通行区分帯
を通行することとしようとするもので
あります。

次に、第七十五条の五の最低速度に
関する規定であります。高速自動車
国道の高速通行路における一般的な最
低速度は政令で定めることとしており
ます。

なお、公安委員会は、高速通行路の
状況に応じ、道路管理者の意見を聞いて、
これより低い最低速度を道路標識
等を設置して定めることができること
ともいたしております。

次に、第七十五条の六の横断等の禁
止に関する規定であります。高速自
動車国道または自動車専用道路にお
いて自動車は横断、転回または後退を
することは、他の自動車の通行を妨害す
るのみならず、直ちに交通の危険を生
ずるおそれがありますので、これらの
行為を全面的に禁止しようとするもの
であります。

次に、第七十五条の七の高速通行路
に入る場合における優先関係に関する
規定であります。自動車は高速通行
路に入ろうとする場合に、高速通行路

を通行する自動車があるときは、その
自動車の進行を妨げてはならないこ
と、すなわち、高速通行路にある自動
車を優先させようとするものでありま
す。

なお、第二項において緊急自動車の
優先についての特例を定めておりま
す。
次に、第七十五条の八の停車及び駐
車の禁止に関する規定であります。高
速自動車国道または自動車専用道路
においては、自動車の停車または駐車
は、通常の道路におけるよりも一そ
う他の自動車の通行を妨害し、または交
通の危険を生じさせるおそれがありま
すので、特定の場合のほかは、全面的
に停車及び駐車を禁止しようとするも
のであります。

次に、第七十五条の九の緊急自動車
等の特例に関する規定であります。緊
急自動車及び交通取締用自動車につ
いては高速通行路における通行区分に
関する規定を適用することは、その用
務の性質上適当でありませんで、そ
の適用を排除し、また、道路維持作業
用自動車について通行区分及び最低速
度の順守に関する規定の適用を排除し
ようとするものであります。

次に、第七十五条の十の最低速度の
順守に関する規定であります。高速
自動車国道を通行する自動車の運転者
は、政令で定められた最低速度または
公安委員会が定めた最低速度を順守し
なければならぬこととしようとする
ものであります。

次に、第七十五条の十一の自動車の
故障等の場合の措置に関する規定であ
りますが、自動車が高速自動車国道に
おいて故障等のため運転不能になりま

すと、他の自動車の通行を妨害し、ま
た、交通の危険が生じますので、この
ような状態になったときは、故障車で
ある旨を表示するとともに、その自動
車を高速通行路以外の場所に移動する
ための必要な措置を講じなければなら
ないこととしようとするものでありま
す。

なお、この義務規定の違反につきま
しては、事柄の性質上罰則を設けない
こととしております。

第二に、歩行者の保護の徹底をはか
るための規定について、御説明いたし
ます。

まず、第二条第四号の改正規定で
ございますが、現行規定においては、横
断歩道は、道路標識と道路標示の双方
によって示されていることが必要とさ
れており、このため、未舗装道路の区
間においては、横断歩道を設けること
が困難であります。このような点を改
め、未舗装道路の区間であっても必要
な箇所には、道路標識のみによって横
断歩道を設けることができることと
し、これによって歩行者の保護をはか
ろうとするものであります。

なお、舗装された道路で、信号機が
ある交差点においては、必ずしも、道
路標識と道路標示の双方を必要とする
わけではございませんので、そのいづれ
か一方で足りることとしようとするも
のであります。

次に、第十四条第二項の改正規定で
ありますが、この改正は、身体障害者
の保護をはかるため、白色に塗ったつ
えを携えて通行してはならない者の除
外例に政令で定める程度の身体の障害
のある者を加え、あわせて、車両等の
運転者の順守事項を改正して、これら

の身体障害者が白色に塗ったつえを携
えて道路を通行しているときは、その
通行を妨げてはならないこととしよう
とするものであります。

次に、第七十一条第三号の改正規定
についてであります。

現行規定においては、車両等の運転者
は、横断歩道を通行する歩行者の通行
を妨げてはならないと規定されてお
りますので、歩行者の通行の保護は一応
はかられているのであります。その
方法として、一時停止または徐行のい
ずれの方法であってもよいこととされ
ており、また停止すべき位置も不明確
であります。歩行者保護を期する
点においてはなお不十分であります。

最近における交通量の著しい増加に
かんがみまして、さらに歩行者の保護
の徹底をはかる必要が痛感されますの
で、この規定を改め、歩行者が道路の
左側の横断歩道を通行し、または通行
しようとしているときは、車両等の運
転者は、横断歩道の直前で一時停止
し、歩行者の通行を妨げてはならない
こととしようとするものであります。

第三に、消防用車両の優先通行に関
する規定について御説明いたします。

現行法では、消防車の優先通行に関
する規定が道路交通法第三章第七節の
ほか消防法第二十六条にも設けられて
おります。

を整理しようとするものであります。
第四に、装置不良車両の運転の禁止
等に関する規定について御説明いたし
ます。

現行の道路交通法第六十二条および
第六十三条には、整備不良車両の運転
の禁止に関する規定が設けられてお
りますが、この規定においては、道路運
送車両法に基づく保安基準により定め
られていない装置の不備な車両等であ
っても、交通の危険を生じさせるおそれ
がないものは、その規定の対象となっ
ておりません。

しかしながら、最近における自動車
または原動機付自転車の運転の実情を
みますと、交通の危険に至らない場所
でも、他人に著しく迷惑を及ぼすよう
な騒音を発し、または多量の煤煙を
散らせて運転しているものが多くなっ
てきており、しかも、その原因が騒音
防止装置や煤煙発散防止装置を取りは
ずしたり、またはその調整を怠ってい
るものが多い実情であります。

このような実情にかんがみまして、
これらの装置の不備な自動車または原
動機付自転車の運転を禁止し、違反車
両に対しては迷惑防止の措置をとるこ
とができることとしようとするもので
あります。

以上、申し上げましたおまな改正規
定に伴いまして、関係規定につき必要
な整備を行なうとともに、罰則につき
ましても所要の改正をいたしておりま
す。また、この法律は、公布の日から
起算して三ヶ月をこえない範囲内にお
いて政令で定める日から施行すること
をいたしてあります。
以上が、道路交通法の一部を改正す
る法律案のおまな内容であります。何

とぞよろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(石谷憲男君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(石谷憲男君) 速記を始め

本案の質疑は、次会——二十八日(木曜日)に譲ることいたします。本日ほこれにて散会いたします。午前十時三十五分散会

二月二十二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公務員共済組合法における組合員の範囲の既存権の確保に関する請願(第八六七号)

一、バナナ室の防災措置に関する請願(第九〇九号)

一、大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願(第九四六号)(第一〇二三号)

第八六七号 昭和三十八年二月八日受理

地方公務員共済組合法における組合員の範囲の既存権の確保に関する請願

請願者 東京都新宿区四谷一ノ一健康保険組合連合会
内都市職員健康保険組合
正章外二名

紹介議員 佐藤 芳男君

地方公務員共済組合法については、健康保険組合の固有職員の処遇等問題が残されているから、(一)地方公務員共済組合法附則第二十九條第一項の規定により同法の規定による短期給付を健康保険組合で行なう場合において、その健康保険組合に使用されるも

のについても、同法の規定による共済組合に使用されるものと同様に、同法の規定による長期給付の規定の適用をうけるようにすること、(二)地方公務員共済組合法附則第二十九條第一項の規定により、同法の規定による短期給付を健康保険組合で行なう場合においては、同法の規定による共済組合に使用される者についても、その者の短期給付は、当該健康保険組合において行なうようにすること、なお、市町村に使用される者の中に船員保険の被保険者がある場合についても同様とするのと等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第九〇九号 昭和三十八年二月十一日受理

バナナ室の防災措置に関する請願

請願者 東京都新宿区若葉町一丁目 木村憲二

紹介議員 増原 恵吉君

バナナの追熱、色つけのため使用される特殊施設であるバナナ室(むろ)は、取扱いの不備から爆発その他の災害により死傷者を出している事実があり、災害防止上幾多の危険と欠陥が見受けられ、従業者として安心して居住したり作業したりすることはできない状況である。加えてバナナの輸入自由化を目前にひかえて各所にバナナ室が新設され、また旧来の危険なものがさかんに使用される傾向であり、災害を未然に防止することは急務であるから、危険な室の使用及び設置に際して法的取締り、又は使用制限等の措置を講ぜられたいとの請願。

第九四六号 昭和三十八年二月十二日受理

大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願

請願者 熊本市紺屋今町商工会
議所内熊本市飲食業環境衛生同業組合理事長
鴻池仙市外七名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一〇二三号 昭和三十八年二月十四日受理

大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願

請願者 長野県諏訪市本町二丁目 玉木和喜衛外七名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願

請願者 熊本市紺屋今町商工会
議所内熊本市飲食業環境衛生同業組合理事長
鴻池仙市外七名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第一〇二三号 昭和三十八年二月十四日受理

大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願

請願者 長野県諏訪市本町二丁目 玉木和喜衛外七名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

二月二十五日日本委員会に左の案件を付託された

一、道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 緊急自動車等」第三十九條「第四十一條」を「第七節 緊急自動車等(第三十九條―第四十一條の二)」に、「第十二節 整備不良車両の運転の禁止等(第六十二條―第六十三條)」を「第十二節 整備不良車両の運転の禁止等(第六十二條―第六十三條の二)」に、「第三

節 雇用者等の義務(第七十四條―第七十五條)」を「第三章の二 高速自動車」第一節 通則(第七十五條) 第二節 運転者 等の義務(第七十四條―第七十五條) 自動車国道等における自動車の交通の方法(第七十五條の三) 第七の義務(第七十五條の四―第七十五條の五) 方法等の特例 第十五條の九) に改める。

「第三章の二 雇用者」第七十五條を「第四章の二 高速自動車」第一節 通則(第七十五條) 第二節 運転者 等の義務(第七十四條―第七十五條) 自動車国道等における自動車の交通の方法(第七十五條の三) 第七の義務(第七十五條の四―第七十五條の五) 方法等の特例 第十五條の九) に改める。

第二條第四号中「道路標識及び道路標示」を「道路標識又は道路標示」に改め、同條第七号の次に次の一号を加える。

七の二 高速通行路 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九號) 第四條第一項に規定する道路をいう。以下同じ)のもつぱら自動車の高速通行の用に供する部分を除く。

第六條第一項中「著しく停滞したことにより道路」の下に「(高速自動車国道及び自動車専用道路(道路法第四十八條の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ)を除く。))」を加える。

第七條第三項中「その他の事情により道路」の下に「(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。))」を加える。

第九條第二項中「第二十條第一項の下に」若しくは第七十五條の四第一項」を加える。

第十四條第二項中「耳がきこえない者」の下に「及び政令で定める程度

の身体の障害のある者」を加える。

第十六條に次の一項を加える。

3 この章の規定のうち交差点における交通に係る規定は、高速通行路にある交差点に入ろうとする自動車又は高速通行路にある交差点を通行する自動車については、適用しない。

第十九條中「メートルをこえる道路」の下に「(高速自動車国道にあつては、高速通行路を除く。))」を加える。

第二十條第一項中「基準により」の下に「(道路(高速自動車国道にあつては、高速通行路を除く。))」を加え、同條第二項中「車両は、」の下に「前項の」を、「かわらず、」の下に「同項の」を加え、同條第三項中「認めるときは、」の下に「第一項の」を加える。

第二十四條第一項を削り、同條第二項中「高速自動車国道」の下に「(認めるときは、」の下に「第一項の」を加える。

第四十條第二項中「前項以外の場所」の下に「(高速通行路を除く。))」を加える。

第四十一條に次の一項を加える。

4 政令で定めるところにより道路の維持、修繕等のための作業に従事している場合における道路維持作業用自動車(もつぱら道路の維持、修繕等のために使用する自動車で政令で定めるものをいう。以下第七十五條の九において同じ)については、第十七條第三項、第十九條、第二十條第二項及び第三項並びに第六十九條の規定は、適用しない。

第三章第七節第四十一条の次に次の一条を加える。

(消防用車両の優先等)

第四十一条の二 交差点又はその附近において、消防用車両(消防自動車以外の消防の用に供する車両で、消防用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下この条において同じ。)が接近してきたときは、車両等(車両にあつては、緊急自動車及び消防用車両を除く。)は、交差点を避けて一時停止しなければならない。

2 前項以外の場所において、消防用車両が接近してきたときは、車両(緊急自動車及び消防用車両を除く。)は、当該消防用車両の進行を妨げてはならない。

3 第三十九条第一項及び第三項の規定は、消防用車両について準用する。

4 消防用車両については、第十九条、第二十条第二項及び第三項、第二十九条、第三十条第二項、第三十四条第一項から第三項まで並びに第四十条第一項の規定は、適用しない。

(罰則 第一項及び第二項については、第二百二十条第一項第二号、第二百二十二条)

第六十三条第一項中「自動車検査証をいう。」の下に「以下次条第二項において同じ。」を加える。

第三章第十二節第六十三条の次に次の一条を加える。

(装置不良車両の運転の禁止等)

第六十三条の二 第六十二条に規定するものは、自動車又は原動

機付自転車の使用者その他当該車両の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、道路運送車両法第三章又はこれに基づく命令の規定により定められた消音器その他の騒音防止装置又は排煙等の発散防止装置を備えていないか、又はこれらの装置が調整されていないため他人に著しい迷惑を及ぼすおそれがある自動車又は原動機付自転車(以下この条において「装置不良車両」という。)を運転させ、又は運転してはならない。

2 警察官は、前項の装置不良車両に該当すると認められる車両が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類の提示を求め、及び当該車両の装置について検査することができる。

3 前項の場合において、警察官は、当該車両の運転者に対し、他人に及ぼす迷惑を防止するため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によつては必要な整備をすることができないと認められる車両(以下この条において「故障車両」という。)については、当該故障車両の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

4 前条第三項から第八項までの規定は、前項の故障車両について準用する。この場合において、同条第三項前段中「道路における危険を防止する」とあるのは、「他人に及ぼす迷惑を防止する」と読み替えるものとする。

(罰則 第一項については、第二百二十条第十一号、第二項、第二百二十二条、第二百三十三号、第二百三十四号、第二百三十五号、第二百三十七号、第二百三十八号、第二百三十九号、第二百四十号、第二百四十一号、第二百四十二号、第二百四十三号、第二百四十四号、第二百四十五号、第二百四十六号、第二百四十七号、第二百四十八号、第二百四十九号、第二百五十号、第二百五十一号、第二百五十二号、第二百五十三号、第二百五十四号、第二百五十五号、第二百五十六号、第二百五十七号、第二百五十八号、第二百五十九号、第二百六十号、第二百六十一号、第二百六十二号、第二百六十三号、第二百六十四号、第二百六十五号、第二百六十六号、第二百六十七号、第二百六十八号、第二百六十九号、第二百七十号、第二百七十一号、第二百七十二号、第二百七十三号、第二百七十四号、第二百七十五号、第二百七十六号、第二百七十七号、第二百七十八号、第二百七十九号、第二百八十号、第二百八十一号、第二百八十二号、第二百八十三号、第二百八十四号、第二百八十五号、第二百八十六号、第二百八十七号、第二百八十八号、第二百八十九号、第二百九十号、第二百九十一号、第二百九十二号、第二百九十三号、第二百九十四号、第二百九十五号、第二百九十六号、第二百九十七号、第二百九十八号、第二百九十九号、第三百号)

第六十九条 次のように改める。
(最低速度の遵守)

第六十九条 自動車の運転者は、第二十四条の規定により公安委員会が指定した道路の区間において、法令の規定により徐行する場合又は危険を防止するためやむを得ない場合を除き、同条の規定に基づき公安委員会が定める最低速度に達しない速度で自動車を運転してはならない。

第七十一条第二号中「若しくは耳が聞こえない者」を、「耳が聞こえない者若しくは第十四条第二項の規定に基づく政令で定める程度の身体障害のある者」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 歩行者が横断歩道により道路の左側部分(当該道路が一方通行となつていないときは、当該道路を横断し、又は横断しようとしているときは、当該横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないよう)にすること。

第七十二条の付記中「第十二号」を「第十一号の三」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 高速自動車国道等における自動車の交通方法等の特例

第一節 通則

(通則)

第七十五条の二 高速自動車国道及び自動車専用道路における自動車の交通方法等については、前四章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(危険防止等の措置)

第七十五条の三 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生その他の事情により高速自動車国道又は自動車専用道路において交通の危険が生じ、又は交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において、その現場に進行し、若しくは制限し、又はその現場にある自動車の運転者に対し、道路法第四十七条第一項の規定に基づく政令の規定にかかわらず路肩を通行すべきことを命じ、若しくは第三章第一節、同章第六節若しくはこの章に規定する自動車の通行方法と異なる通行方法によるべきことを命ずることができる。

(罰則 第二百十九条第一項第十二号の二)

第二節 自動車の交通方法

(通行区分)

第七十五条の四 公安委員会は、高速自動車国道については、政令で定める基準により、その左側部分の高速通行路に二の車両通行区分帯を設けなければならない。

2 自動車は、高速通行路においては、追越しをする場合は道路の

状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、左側の車両通行区分帯を通行しなければならない。

3 自動車は、高速通行路において追越しをするときは、右側の車両通行区分帯を通行しなければならない。

(罰則 第二項及び第三項については、第二百二十条第一項第三号、同条第二項、第二百二十二条)

(最低速度)

第七十五条の五 自動車が高速通行路を通行する場合の最低速度は、政令で定める。

2 公安委員会は、高速通行路の区間を指定し、当該高速通行路の区間を通行する自動車について、前項の規定に基づく政令で定める最低速度に達しない最低速度を定めることができる。この場合において、公安委員会は、当該道路の管理者の意見をきかなければならない。

(横断等の禁止)

第七十五条の六 自動車は、高速通行路又は自動車専用道路においては、横断し、転回し、又は後退してはならない。

(罰則 第二百二十条第一項第二号、第二百二十二条)

(高速通行路に入る場合における優先関係)

第七十五条の七 自動車(緊急自動車を除く。)は、高速通行路に入ろうとする場合において、当該高速通行路を通行する自動車があるときは、当該自動車の進行を妨げてはならない。

2 緊急自動車以外の自動車は、緊急自動車が高速通行路に入ろうとするときは、当該緊急自動車の進行を妨げてはならない。

(罰則) 第二百二十条第一項第二号、第二百二十二条

(停車及び駐車禁止)

第七十五条の八 自動車は、高速自動車国道又は自動車専用道路においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合は、か、停車し、又は駐車してはならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、この限りでない。

一 駐車のために供するため区画された場所において停車し、又は駐車するとき。

二 故障その他の理由により停車し、又は駐車することがやむを得ない場合において、路肩に停車し、又は駐車するとき。

三 乗合自動車、その属する運行系統に係る停留所において、乗客の乗降のため停車し、又は運行時間を調整するため駐車するとき。

四 料金支払のため料金徴収所において停車するとき。

2 第五十一条の規定は、自動車が前項の規定に違反して駐車していると認められる場合について準用する。

(罰則) 第一項については第二百二十条第一項第六号、第二項については第二百十九条第一項第三号

(緊急自動車等の特例)

第七十五条の九 緊急自動車又は第四十一条第三項の総理府令で定めるもつぱら交通の取締りに従事する自動車については、第七十五条の四第二項の規定は、適用しない。

2 政令で定めるところにより道路の維持、修繕等のための作業に従事している場合における道路維持作業用自動車については、第七十五条の四第二項及び次条の規定は、適用しない。

第三節 運転者の義務

(最低速度の遵守)

第七十五条の十 自動車の運転者は、高速通行路においては、法令の規定により徐行する場合又は危険を防止するためやむを得ない場合を除き、第七十五条の五第一項の規定に基づく政令で定める最低速度又は同条第二項の規定に基づき公安委員会が定める最低速度に達しない速度で自動車を運転してはならない。

(罰則) 第二百二十条第一項第十号

(故障等の場合の措置)

第七十五条の十一 自動車の運転者は、故障その他の理由により高速通行路において当該自動車を運転することができなくなつたときは、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを明らかに表示するとともに、当該自動車を高速通行路以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則) 第二百二十条第一項第十号、第二百十九条第一項第三号中「第一

項」の下に「(第七十五条の八(停車及び駐車禁止)第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 第七十五条の三(危険防止等の措置)の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた者

第二百二十条第一項第二号中「又は第四十条(緊急自動車の優先)」を「第四十条(緊急自動車の優先)、第四十一条の二(消防用車両の優先等)第一項若しくは第二項、第七十五条の六(横断等の禁止)又は第七十五条の七(高速通行路に入る場合における優先関係)」に改め、同項第三号中「又は第四十三条(指定場所における一時停止)」を、第四十三条(指定場所における一時停止)又は第七十五条の四(通行区分)第二項若しくは第三項に改め、同項第六号中「第四十七条(停車の方法)」の下に「又は第七十五条の八(停車及び駐車禁止)第一項」を加え、同項第十一号を次のように改める。

十一 第六十三条の二(装置不良車両の運転の禁止等)第一項の規定に違反した者

第二百二十条第一項第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二 第六十三条の二(装置不良車両の運転禁止等)第二項の規定による警察官の停止に從わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは検査を妨げた者又は同条第三項の規定による警察官の命令に從わなかつた者

十一の三 第七十二条(交通事故の場合の措置)第二項の規定に

よる警察官の命令に從わなかつた者

第二百二十条第一項第十二号を次のように改める。

十二 第七十五条の十(最低速度の遵守)の規定に違反した者

第二百二十条第二項中「又は第八号」を「第八号又は第十一号」に改める。

第二百二十一条第一項第九号中「第六十三条(車両の検査等)第七項」の下に「第六十三条の二(装置不良車両の運転の禁止等)第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二百二十二条第一項及び第二百二十三条中「第十号」を「第十号、第十一号」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「消防車が接近したときは、自動車、牛馬車、手引車、自転車等は道路左側にできる限り寄り添い、消防車が通過するまで停止しなければならない。路面電車は火災のため出動の消防車の接近を知るときは、停車して、その通過するまで動いてはならない。」を削り、同項の次に次の一項を加える。

消防車の優先通行については、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第四十条、第四十一条の二第一項及び第二項並びに第七十五条の七第二項の定

めるところによる。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和三十八年三月二日印刷

昭和三十八年三月四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局